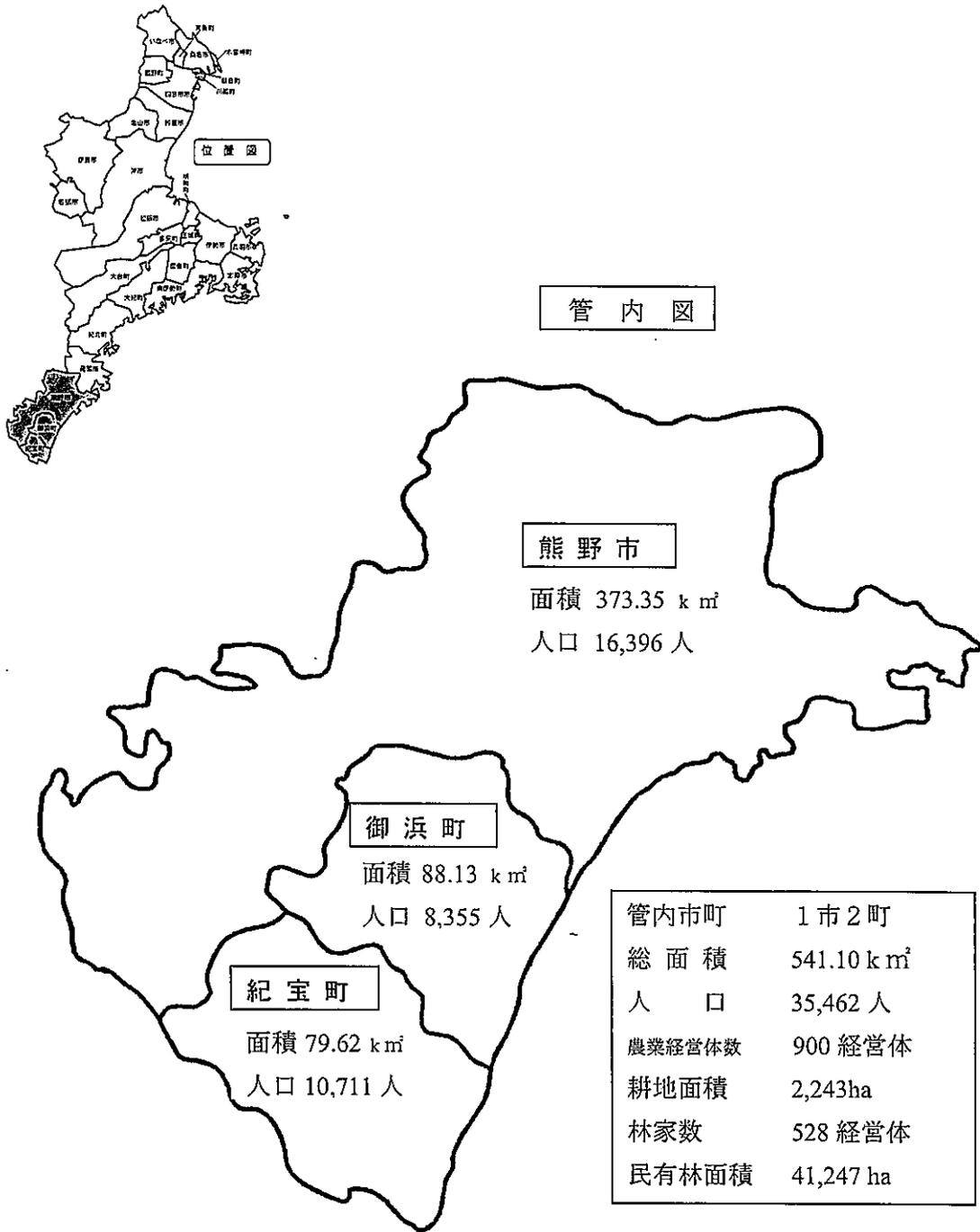


概

況

I 位置図・管内図



資料 第 68 次東海農林水産統計年報（令和 2～3 年）、『2020 年 農林業センサス』、
 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態、世帯数調査』（令和 3 年 1 月 1 日
 現在）、令和 2 年度版 森林・林業統計書

II 機構

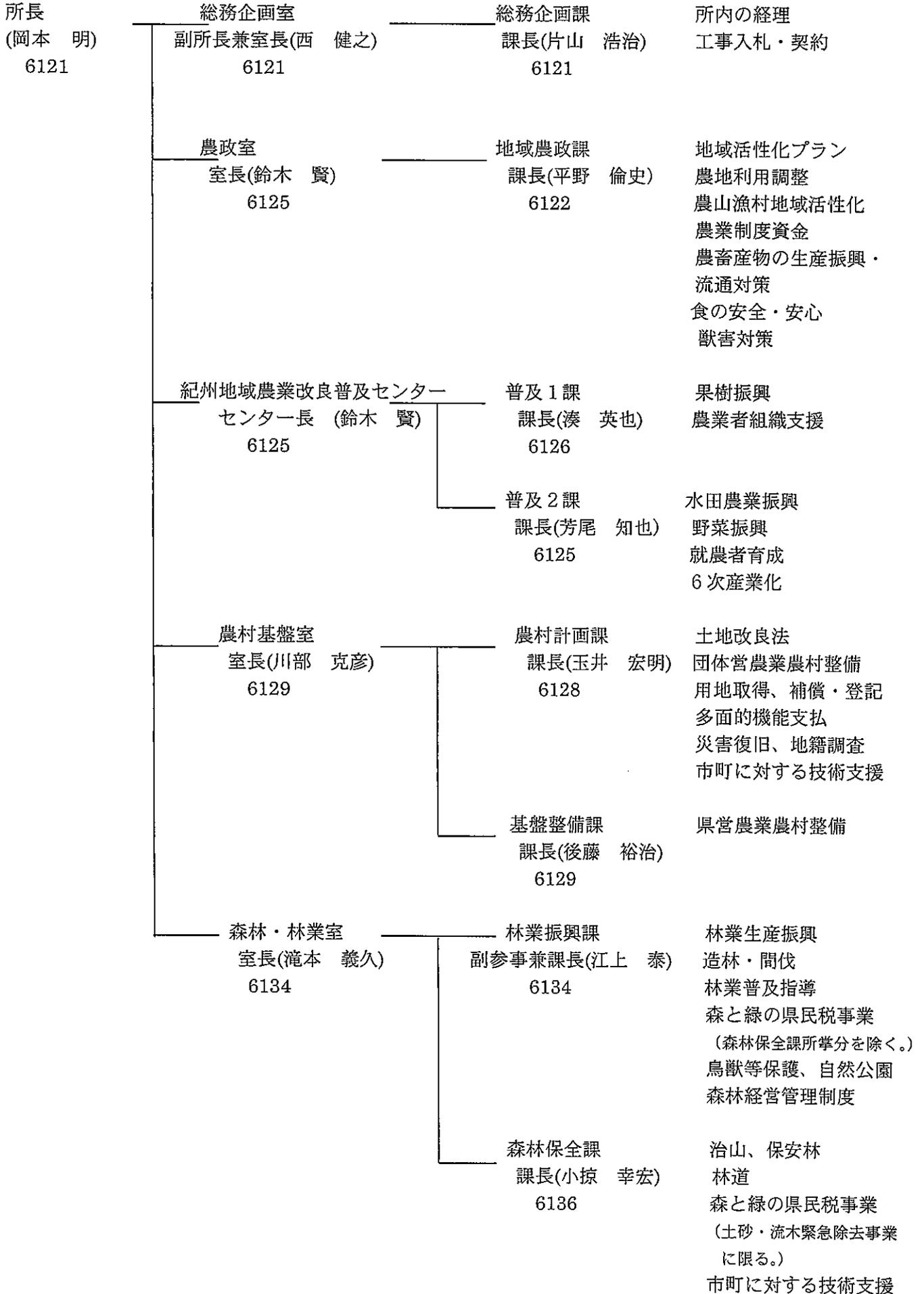
1 所在地

三重県熊野農林事務所

郵便番号	519-4393
住 所	熊野市井戸町 371 番地 (熊野庁舎 4 階)
電話番号	(市外局番 0597-89- 以下の各番号)
FAX (総務企画室、農政室、紀州地域農業改良普及センター、農村基盤室)	6138
〃 (森林・林業室)	6918
所長	6121
総務企画室	6121
農政室	6122
紀州地域農業改良普及センター	6126
農村基盤室	6128
森林・林業室	6134
総務企画課	6121
地域農政課	6122
普及 1 課	6126
普及 2 課	6125
農村計画課	6128
基盤整備課	6129
林業振興課	6134
森林保全課	6136

2 組織

0597-89- (下記の各番号)



3 職員の状況

令和4年4月1日現在

区 分		事務 職員	技術 職員	小 計	会計年度任用 職員（行政事 務支援員）	会計年度任用 職員（専門支 援員）	合 計
総務企画室	総務企画課	4	1	5	1		6
農政室	地域農政課		6	6	1		7
紀州地域農業改 良普及センター	普及1課		3	3			3
	普及2課		4	4			4
農村基盤室	農村計画課	2	4	6	1	1	8
	基盤整備課		5	5	1		6
森林・林業室	林業振興課		5	5	1	1	7
	森林保全課		6	6			6
合 計		6	34	40	5	2	47

* 所長は総務企画室総務企画課に、各室長は各室の上位課に含みます。

Ⅲ 分掌事務

1 総務企画室 総務企画課

- 工事の入札及び請負、その他契約に関する
こと
- 予算及び経理に関すること
- 企画及び調整に関すること（他課に属さな
いものに限る）
- 職員の身分及び服務に関すること
- 危機管理・消防防災に関すること

2 農政室 地域農政課

- 地域活性化プランに関すること
- 人・農地プランに関すること
- 農地中間管理事業に関すること
- 農業次世代人材投資事業に関すること
- 農業委員会に関すること
- 農畜産物の生産振興及び流通に関するこ
と
- 経営所得安定対策に関すること
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金に
関すること
- スマート農業に関すること
- 農業機械・農作業安全に関すること
- 環境保全型農業に関すること
- GAP に関すること
- 食の安全・安心に関すること
- 肥料品質確保法及び農薬取締法に関する
こと
- 食糧法、米トレーサビリティ法に関するこ
と
- 朝市・青空市等の食品表示（食品表示法等）
に関すること
- 鳥獣害対策に関すること
- 地方卸売市場等に関すること
- 農業協同組合法及び農業保険法に関する
こと

- 農業制度資金に関すること
- 荒廃農地対策に関すること
- 農業振興地域制度に関すること
- 砂利採取法の施行に関すること
- 農林水産省所管国有財産に関すること
- 農山漁村地域の活性化に関すること
- 中山間地農業に関すること
- 農村産業法の施行に関すること
- 農林関係団体の人権啓発に関すること
- 家畜伝染病の対応に関すること

3 紀州地域農業改良普及センター 普及1課

- 果樹振興に関すること
- 病害虫発生予察情報に関すること
- 農産物の安全・安心に関すること
- 災害関連情報に関すること
- 土壌診断に関すること
- 指導農業士に関すること
- 青年農業士に関すること
- 農村青少年クラブに関すること
- 普及情報に関すること
- 制度資金（就農支援資金）に関すること

4 紀州地域農業改良普及センター 普及2課

- 水田農業に関すること
- 野菜振興に関すること
- 男女共同参画に関すること
- 6次産業化に関すること
- 農産物利活用に関すること
- 農業経営管理に関すること
- 獣害対策に関すること
- 認定農業者の確保・育成に関すること
- 就農者支援に関すること
- 農村女性アドバイザーに関すること
- 制度資金（就農支援資金）に関すること

5 農村基盤室 農村計画課

- 新規事業計画・調整に関すること
- 農業農村整備事業の用地取得、補償及び登記に関すること
- 農業農村整備事業財産に関すること
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関すること
- 団体営農業農村整備事業に関すること
- 農地・農業用施設、海岸等の災害復旧事業に関すること
- 国土調査事業（地籍調査）に関すること
- 農振・砂利採取法協議に関すること
- 農地海岸の整備に関すること
- 農地海岸の管理・保全に関すること
- 土地改良区の指導に関すること
- 土地改良法に関すること
- 県単土地基盤整備事業に関すること
- 多面的機能支払交付金に関すること
- 県営ため池等整備事業砂方池地区、黒岩池地区の事業実施に関すること
- 農業農村整備事業に係る市町からの技術支援窓口に関すること

6 農村基盤室 基盤整備課

- 県営中山間地域総合整備事業紀宝中部2期地区、熊野地区、御浜西部2期地区の事業実施に関すること

7 森林・林業室 林業振興課

- 造林補助事業に関すること
- 森林環境創造事業に関すること
- 森林計画制度に関すること
- 林地開発許可に関すること
- 森林組合に関すること
- 県行造林に関すること
- 入会林野整備に関すること
- 林業及び木材産業の振興に関すること

- 特用林産物の生産振興に関すること
- 林業種苗に関すること
- 林業金融に関すること
- 林業の担い手対策に関すること
- 林業普及指導に関すること
- 緑化推進に関すること
- 森林教育に関すること
- 森林病虫害等の防除に関すること
- 林野火災に関すること
- みえ森と緑の県民税市町交付金事業に関すること
- みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業に関すること
- 鳥獣の保護管理及び狩猟に関すること
- 自然環境の保全に関すること
- 野鳥の鳥インフルエンザに関すること
- 自然公園に関すること
- 三重県水源地域の保全に関する条例に関すること
- 森林経営管理制度に関すること

8 森林・林業室 森林保全課

- 治山事業に関すること
- 保安林に関すること
- みえ森と緑の県民税を活用した土砂・流木緊急除去事業に関すること
- 林道事業に関すること
- 治山・林道事業に係る市町からの技術支援窓口に関すること

IV 管内の概要、主要事業

本地域は、熊野灘に面した海岸地域と北山川に接した山間地域に大別され、総面積の83%が森林で、耕地は4.2%と平地が少なく、急峻な地形となっていますが、温暖な気候や美しい自然のもと、豊かな農林水産資源に恵まれています。

また、近年は、人口減少、豪雨災害等の頻発や南海トラフ地震の脅威を背景に、交流拠点、観光施設、高規格道路の整備など、地域の活性化や防災・減災対策の取組が進められており、農林業の振興や住民の生活環境が徐々に変化しつつあります。

このような状況の中で、地域の特色を考慮しつつ農林業並びに農山村の振興を図るため、多様な担い手の確保・育成、かんきつを主軸としたこの地域に適した農産物による地域振興、生産基盤・生活環境の整備、獣害対策、治山対策の推進などによる森林保全及び林業の振興、各種地域活動への支援などに取り組んでいます。

1 かんきつの振興

当地域の温暖な気候を生かしたかんきつ類生産販売体制の基礎づくりを進めるとともに、商品として求められる果実の安定供給、県育成品種‘みえ紀南1号’などの極早生温州を中心とした優良系統の普及増産、マルドリ栽培の拡大による高付加価値果実生産、スマート農業の加速化、東南アジア諸国を対象とした海外販路の開拓を推進し、攻めの姿勢を持続できる体質の強いかんきつ産地となれるよう支援を行っています。

2 鳥獣害対策の推進

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するために、侵入防止柵整備や追い払い活動等による被害防除、捕獲等による個体数調整、緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的に推進しています。

また、野生イノシシの豚熱(CSF)感染の県内全域への浸潤状況を踏まえて、調査捕獲等を実施しています。

3 農地中間管理事業の推進

農業の生産性向上による競争力の強化と耕作放棄地の発生防止・解消のため、農地中間管理機構(公益財団法人三重県農林水産支援センター)や市町と連携して、担い手農家等への農地の集積と集約化を進めています。

4 農業の生産基盤と農村の生活環境の整備

地理的条件が悪く農業の生産条件や生活環境が不利な地域を対象に、農業の生産基盤と農村の生活環境基盤の整備を積極的に進めるため、県営中山間地域総合整備事業を実施するとともに、ため池特措法に基づく防災重点ため池の対策工事を実施します。

また、県営事業要件に該当しない地域については、団体営農村振興総合整備事業等により農道、農業用排水路、集落道路、集落排水の整備などの生産基盤整備や生活環境基盤整備を事業主体である市町と連携しながら推進します。

そのほか、地域資源の適切な保全管理の取組を通じて、農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の維持・発揮を図るため、『多面的機能支払』の取組を推進します。

5 治山対策の推進

山地に起因する自然災害から地域住民の生命・財産の保全を図るため、荒廃地及び荒廃移行地において、溪間工・山腹工等による復旧及び予防工事を行うとともに、荒廃の進んだ保安林の機能を向上させるため、本数調整伐等による森林整備を行います。

また、国補事業の対象とならない人家裏等小規模な箇所については県単治山事業で対応します。

紀宝町浅里地区で発生した地すべりについては、ボーリング調査の結果から対策工を決定し、順次施工を実施しています。今後は早期の事業完了に向け関係機関と調整を行いながら取り組みを進めていきます。

6 みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した森林づくり

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、土砂や流木による被害を出さない森林づくり（県事業）を実施するとともに、市町の創意工夫による森林づくりなどの取組（市町事業）を支援します。

また、平成31年度からスタートした森林経営管理制度を促進し、森林環境譲与税を活用した市町による森林の経営管理が円滑に進むよう、市町を支援していきます。